
業 務 委 託 契 約 書

契約書No. JMH-15-F1-001

DRAFT

日本メタンハイドレート調査株式会社

X X X X 会 社

業務委託契約書

日本メタンハイドレート調査株式会社（以下「甲」という）とXXXXX会社（以下「乙」という）とは、甲が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「丙」という）より受託し実施する「メタンハイドレート開発促進事業に関する委託業務に係るメタンハイドレート海洋産出試験オペレータ業務」（以下「オペレータ業務」という）に関連し、次回海洋産出試験のための試験用機器・設備の最適化業務（以下「本業務」という）を乙に委託することについて、次の通り業務委託契約（以下「本契約」という）を締結し、信義に基づき誠実にこれを履行するものとする。

（業務の発注）

第 1 条 甲は、本契約並びに本契約付属書1に定める「メタンハイドレート開発促進事業に関する委託業務 メタンハイドレート海洋産出試験オペレータ業務 次回海洋産出試験のための試験用機器・設備の最適化業務に関する公募仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき本業務を乙に発注し、乙はこれを受注するものとする。

（業務完了期限）

第 2 条 乙は、平成27年11月30日（以下「業務完了期限」という。）までに本業務を完了し、仕様書に定められた成果物・提出物（以下「成果品」という。）を甲に提出しなければならない。但し、成果品のうち、試験機器・設備については、甲は、乙と協議の上、乙にその保管を指示する場合もある。

（業務委託料金）

第 3 条 本契約に基づく本業務の業務請負料金は、金 XXXXXXXXXXXX円（消費税等額 XXXXXXXXXXXX円を含む）を上限とし、付属書-2に定める料金表に基づく金額を乙に支払うものとする。本契約に基づく本業務の業務委託料金は、付属書2に定める料金表の通りとする。

（支払方法）

第 4 条 第12条に規定する本業務の検収日以降、乙は甲に業務請負料金を請求できるものとし、甲は、検収日の属する月の翌月末までに現金を以って業務請負料金を乙に支払うものとする。

（権利・義務の譲渡等の禁止）

第 5 条 甲及び乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合を除き、本契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならないものとする。

- 2 前項の規定に拘わらず、甲は、丙に本契約により生じる一切の権利又は義務を譲渡、又は承継することができるものとする。

(一括下請負の禁止等)

第 6 条 乙は、本業務の全部又は大部分若しくは重要部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。但し、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 甲は、乙に対し、下請負人（受任者、孫請人等を含む。以下同じ）の名称及びその他必要な事項の通知を求めることができる。

(報告)

第 7 条 乙は、甲の指示に基づき、本業務の実施状況等に関する報告を行うものとする。

(本業務関係者に関する措置請求)

第 8 条 甲は、乙の使用人又は下請負人の使用人その他の本業務関係者（以下「乙の本業務関係者」という。）のうち、本業務の実施につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対してその理由を書面により明示して交代を求めることができる。この場合において、当該交代に要する費用は乙の負担とする。

(請負業務内容の変更、中止等)

第 9 条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書の内容又はすでになした甲の指示に関して、書面を以って乙に通知することにより、変更又は本業務の全部若しくは一部を一時中止し、第 16 条の規定に拘わらず本契約を解除することができるものとする。この場合において、業務完了期限、仕様書及び業務請負料金に変更の必要があれば、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

- 2 前項の場合において、乙に損害が発生したときは、乙は甲に対し本契約に係る直接的損害の賠償を請求することができるものとする。但し、この賠償額は、業務請負料金を上回るものではなく、甲乙協議の上これを決定するものとする。

(期間の延長)

第 10 条 乙は、乙の責に帰することのできない事由、又はその他正当な事由により業務完了期限までに本業務を完了する事ができないことが明白となったときは、甲に対して遅滞なくその事由を明らかにした書面により業務完了期限の延長を求めることができるものとする。この場合における延長日数は、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

- 2 甲は、乙の責に帰すべき事由により業務完了期限までに本業務を完了する事ができない場合は、業務完了期限の翌日から起算して遅延 1 暦日につき業務

請負料金（引渡しを受けた部分がある時は、その部分に相当する金額を除く）の1,000分の1相当額の遅延金を業務請負料金から差し引くものとする。但し、遅延金の総額は、業務請負料金を上限とする。

（損害の負担）

第11条 乙は、本契約の履行にあたり乙の責に帰すべき事由により、第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負い、甲に些かも累を及ぼさないものとする。但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

（成果品の提出及び検収）

第12条 乙は、全ての成果品を提出後、検収のための甲の検査を受け、平成27年11月30日までに合格しなければならない。

- 2 前項の検査の結果、甲より修正を要求されたときは、乙は遅滞なくこれに応じ、甲の再検査を受けなければならない。
- 3 第1項及び前項の検査に合格したとき、乙は甲に全ての成果品を引渡すものとし、この引渡しを以って本業務の完了、検収とする。

（権利の帰属）

第13条 本契約の履行により作成され、乙から甲に引渡された成果品に対する所有権、著作権等一切の権利は、引渡された日を以って乙から甲に移転するものとする。但し、第三者が所有する権利の対象となっているものはこの限りではない。

- 2 前項の規定により引き渡された成果品に対する所有権、著作権等一切の権利を、甲は所有又は丙に引き渡すことができるものとする。

（特許権等の使用）

第14条 乙は、本契約の履行にあたり、特許権等の産業財産権その他第三者が権利を有する方法を使用するときは、その使用に関する一切の責を負い、第三者の権利の侵害により甲及び丙に法律上、経済上の損害を及ぼさないものとする。但し、甲がこの使用を指示したものはこの限りではない。

（成果品の瑕疵に対する乙の責任）

第15条 甲は、成果品の引渡しを受けたのちにその成果品に瑕疵が発見された場合、乙に対して、追完及び損害の賠償を請求することができる。但し、損害賠償の請求については、その瑕疵が乙の責に帰すことのできない事由に基づく場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による瑕疵の追完又は損害賠償の請求は、第12条第3項の規定による引渡しを受けた日から1年以内とする。
- 3 第1項の規定による損害賠償額は、業務請負料金の10%を上限額として、甲乙協議の上、これを決定するものとする。但し、乙の責に帰する成果品の瑕疵の追完に係る費用は乙の負担とする。
- 4 甲は、成果品の引渡しを受けた際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定に拘わらず、その旨を乙に直ちに通知しなければ、追完及び損害賠償を請求することはできない。但し、乙がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 5 第1項、第2項、第3項の規定は、成果品の瑕疵が甲の指示により生じたものであるときは、適用しない。但し、乙がその指示が不相当であることを知りながらこれを甲に通知しなかったとき、又は知ることができたときは、この限りでない。

(甲の解除権)

- 第16条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面を以って通知し、本契約を解除することができるものとする。
- (1) 乙の責に帰すべき事由により、本業務の目的が達成できないと明らかに認められるとき
 - (2) 乙の責に帰すべき事由により、本契約に定める協議が成立しないとき
 - (3) 乙の責に帰すべき事由により、乙が本契約に違反し、甲が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき
 - (4) 本契約の履行について乙に不正行為があったとき、又は乙が甲の行う検査若しくは監督を妨げたとき
 - (5) 前各号の他、乙の責に帰すべき事由により、本契約を維持することが相当でないと認められるとき
- 2 甲は、前項の一により本契約を解除するときは、乙に対し本契約解除の日までに乙が行った業務の対価を支払うことにより、乙がそれまでに作成した成果品の引渡しを、乙より受けることができるものとする。
 - 3 甲は、第1項の規定により本契約を解除したときは、解除により生じた直接的損害の賠償を、乙に請求することができるものとする。
 - 4 第2項及び前項の規定による業務の対価及び賠償額は、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(機密の保持)

- 第17条 乙は、本契約の履行にあたり甲より提供を受けた資料、ならびに本契約履行に関連して知り得た甲の機密事項一切について秘密を保持し、本契約終了後においても一切第三者に開示、漏洩してはならない。但し、次の各号に該当

する場合はこの限りではない。

- (1) 甲の事前の書面による承諾を得ているとき
- (2) 公知となったもの
- (3) 甲から開示を受けたとき、すでに乙自ら保有していたもの
- (4) 乙が、第三者から適法に入手したもの
- (5) 乙が、本契約と無関係に自ら、若しくは第三者と共同で開発したもの

(仕様書との齟齬)

第18条 本契約書と仕様書の条項に齟齬がある場合には、本契約書に定めるものが優先されるものとする。

(協議)

第19条 本契約に定めない事項、及び本契約の条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

上記契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各々1通を保有する。

平成27年 X月XX日

甲

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
日本メタンハイドレート調査株式会社
代表取締役社長 石井 正一

乙